



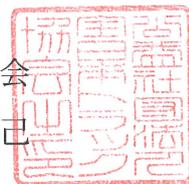
全ト協発第 330 号 (環)

令和 5 年 10 月 2 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己



「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）（平成 2 年 12 月 27 日付け官鉄保第 127 号、貨技第 144 号）」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省鉄道局長、国土交通省自動車局長の連名通達により、別添新旧対照表のとおり「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）（平成 2 年 12 月 27 日付け官鉄保第 127 号、貨技第 144 号）」の一部が改正されました。

本改正は、国土交通省の組織再編に伴い、令和 5 年 10 月 1 日より自動車局の名称が物流・自動車局に変更されたことと併せ、原子力規制庁が所管している法令等を引用している規定、車検証電子化による申請書の車検証提出方法などが整理されたことによるものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国鉄安第42号
国自基第81号
令和5年9月27日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省鉄道局長
国土交通省自動車局長
(公 印 省 略)

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)(平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号)」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより取り扱われたい。